

新型コロナウイルス関連情報（3月12日現在）

1 喫連邦保健省によれば、12日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で3,037名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び33名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は486,100名（内死亡数：8,831名、治癒数：453,078名）となります。

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：98,805名（+859）
- ・オーバーエスタライヒ州：90,561名（+427）
- ・ニーダーエスタライヒ州：79,423名（+652）
- ・シュタイアーマルク州：59,560名（+358）
- ・チロル州：49,158名（+184）
- ・ザルツブルク州：40,234名（+225）
- ・ケルンテン州：31,131名（+188）
- ・フォアアールベルク州：23,624名（+38）
- ・ブルゲンラント州：13,604名（+106）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

- ・ウィーン市（州）：1,754名（+5）、91,504名
- ・オーバーエスタライヒ州：1,538名（+2）、85,588名
- ・ニーダーエスタライヒ州：1,420名（+14）、72,633名
- ・シュタイアーマルク州：1,791名（+4）、54,252名
- ・チロル州：585名（+0）、47,528名
- ・ザルツブルク州：507名（+2）、36,824名
- ・ケルンテン州：711名（+4）、28,782名
- ・フォアアールベルク州：278名（+0）、23,613名
- ・ブルゲンラント州：247名（+2）、12,354名

2 ザルツブルク州は、同州ポンガウ行政区内バート・ホーフガシュタイン村に対して、村から移動する者に対して陰性証明書の提示を義務付ける措置をとっていますが、15日からこの措置をガシュタイン溪谷（Gasteinertal）全体に拡大します。これにより、バード・ホーフガシュタイン村に対する措置は解除されますが、ガシュタイン溪谷から出る者に対して陰性証明書提示を義務付ける措置がとられます。措置は15歳以上を対象とし、トラン

ジット客、物流従事者などは対象外となります。陰性証明書は72時間以内のPCR検査または48時間以内の抗原検査によるものが有効になります。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html